

「子どもの母語保持教育の重要性」という思念を再考する

日本語政策学会、帝京大学 木村哲也

普通科単位制高校の大阪府立長吉高校では、多文化共生教育、国際理解教育として、母語・母文化保持のためのカリキュラムが設けられている。中国語、ポルトガル語、フィリピン語、スペイン語、朝鮮語等の講座が設けられている。同じく大阪府立の門真みなはや高校では、単位認定される正規の授業として、各学年で2～4時間、母語（継承語）の授業を選択できる（志水, 2008）。また、横浜市立潮田小学校では、2014年度からポルトガル語、2016年度からはスペイン語の教室を設け、親子をつなぐ絆としての母語保持教育を行っている（山脇・服部, 2019）。日本学術会議地域研究委員会多文化共生分科が2014年に取りまとめた「教育における多文化共生」は、継承語教育のしくみ作りの推進を求めている。

一方、日本政府が説く「多文化共生」という術語は、日本の労働力不足を補完し、海外からの直接投資を呼び込む上での努力目標、あるいは日本がいまだ「多文化共生社会ではない」ことの弥縫的記号として用いられている。日本は、義務教育年齢に該当する外国人児童生徒に対しその就学義務を、日本国憲法（26条）の下、課していない。

政府の設けた対日直接投資推進会議がまとめた「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」（2015.03）は、「海外から来た子弟の充実した教育環の整備を図るとともに、日本で教育を受けた者が英語で円滑にコミュニケーションが取れるようにする」と記している。また、対日直接投資推進会議の「規制・行政手続き見直しワーキング・グループとりまとめ」（2017.04）は、インターナショナルスクールの各種学校設置認可基準等の緩和を促すという。同時に、「高度外国人材の受入れに向け、（その子弟に対して—引用者注）日本語と教科の統合指導（JSLカリキュラム）の実施を加速」させると説いている。外国につながる子どもたちは、日本語の習得に加え英語の習得が求められる。そして、教科内容の理解に必要な学習言語（CALP）を獲得していかなければならない。

日本人、外国人個々のバナキュラー、ろう者の手話を含め日本にすでにある言語の多様性が顧みられることなく、日本で生きる子どもたちへのことばの教育がなされ、すでに120年余がたつ。「子どもの母語保持教育の重要」を説く際には、「第二言語習得の臨界期・敏感期」（榊原, 2004）や「幼少期の生育環境がその後の語彙力・読解力の発達に及ぼす影響」（バトラー, 2011）等、言語発達に関する知見を視野に入れ再考する必要がある。子どもたちひとり一人が自らの生の意味を考え、多様な他者との対話に通路を開く、そのことばの教育が、今、求められる（木村 2019）。

参考文献

- 木村哲也（2019 予定）「日本の教育改革とバフチンの対話—21世紀の公教育を牽引する日本語教育をめざして—」西口光一編著『思考と言語の表現活動へ』ココ出版。
- 榊原洋一（2004）『子どもの脳の発達 臨界期・敏感期』講談社。
- 志水宏吉編著（2008）『高校を生きるニューカマー』明石書店。
- バトラー後藤裕子（2011）『学習言語とは何か—教科学習に必要な言語能力』三省堂。
- 山脇啓造・服部信雄編著（2019）『新 多文化共生の学校づくり』明石書店。